

# 女性のための総合相談業務委託 提案仕様書

本仕様書は、千葉県男女共同参画センター（以下「県センター」という。）における「女性のための総合相談業務委託」の企画提案の募集にあたって、委託しようとする業務内容の基本的事項について掲載するとともに、適用する最小限の仕様を示すものである。

業務委託契約書に添付する最終的な仕様書は、最も優れた企画提案が選定された後、当該企画提案を行った者と県センターが企画提案の内容を踏まえて協議し、県センターが作成する。

## 1 委託業務の目的

男女共同参画の推進拠点及び配偶者暴力相談支援センターとして、家庭、職場、地域などにおいて、女性が抱える様々な悩みや問題に対し、相談者とともに考え、整理し、相談者自らの力で解決できるよう支援することを目的に、女性の相談員・カウンセラーによる電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施する。

## 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務の概要及び委託上限額

事業名	委託料上限額	業務	実施場所	相談種別	
女性のための総合相談	19,698 千円	相談業務	千葉市内	・面接相談 ・カウンセリング（昼間） ・カウンセリング（夜間）	
			柏市内	・電話相談 ・面接相談 ・カウンセリング	
	相談員の資質向上に係る研修参加				
	その他業務				

委託料上限額は、消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。

本件委託業務を履行するための人件費・旅費・通信費・印刷製本費及び契約費用等の一切の経費は、県が定めるものを除き、本業務の委託料に含まれるものとする。

実施場所は県が用意し、契約時に別途指定する。なお、実施場所には、什器（机、棚、椅子）が設置されている。

電話相談に係る機器・回線等は、設置されており、通信費については、県が負担する。

## 4 委託業務の詳細

### ( 1 ) 相談業務

受託事業者は、各業務について、関係機関と密接な連携の上、相談者一人ひとりがそれぞれに自立し、自分らしく生きていけるよう、相談者に寄り添った対応を行うこととする。

相談の種類	実施内容	流れ
電話相談 [ 隨時 ]	相談の最初の窓口であり、相談の内容、相談者の状況・希望等を傾聴し、主訴を整理する。問題解決に向けた情報を提供し、必要に応じて面接相談につなげる。	《別紙1》のとおり
面接相談 [ 予約制 ]	電話相談で把握した相談者の問題解決に向け、より詳細な状況を把握し、適切な情報提供や支援を行う。また、必要に応じてカウンセリングなどの専門相談につなげる。	
カウンセリング [ 予約制 ]	面接相談でより具体的に把握した相談の主訴、相談者の状況及び問題等を整理し、その解決のため心理的援助を行う。	

千葉市内（県が指定した場所）

#### ア．女性のための面接相談及びカウンセリング業務

相談種別	曜日・回数	上：相談時間/ 下：業務時間	体制	施設等
面接相談	月4回以上	10:00～16:00 ----- 9:45～16:15	相談員 1回あたり1人	1部屋
カウンセリング (昼間)	月4回以上	10:00～16:00 ----- 9:45～16:15	カウンセラー 1回あたり1人	1部屋
カウンセリング (夜間)	月2回以上 (平日)	16:00～20:00 ----- 15:45～20:15	カウンセラー 1回あたり1人	1部屋

#### イ．相談の準備、相談業務の記録及び報告等一連の業務

#### ウ．各種相談（法律相談、こころの相談含む）の予約管理（受付・変更・キャンセル）業務

#### エ．相談業務の運営に付帯する業務（相談者の案内、委託者との業務上必要な打ち合わせ等）

柏市内（県が指定した場所）

ア．女性のための電話相談、面接相談及びカウンセリング業務

相談種別	曜日・回数	上：相談時間/ 下：業務時間	体制	施設等
電話相談	火～日曜日	9:30～16:00 ----- 9:15～16:15	相談員 ・火～金 1日あたり3人以上 ・土・日 1日あたり2人以上	1部屋 3回線
面接相談	火～日曜日	10:00～16:00 ----- 9:45～16:15	相談員 1回あたり1人	1部屋
カウンセリング	月5回以上	10:00～16:00 ----- 9:45～16:15	カウンセラー 1回あたり1人	1部屋

電話相談員は、面接相談員を兼ねることができる。また、法律相談・こころの相談(各1回/月)実施日は、13:00～16:00の間、法律相談・こころの相談に係る事前・事後相談業務に従事するものとする。

県センター職員は常駐しないものとする。

- イ．相談の準備、相談業務の記録及び報告等一連の業務
- ウ．各種相談(法律相談、こころの相談含む)の予約管理(受付・変更・キャンセル)業務
- エ．相談室の鍵の管理、相談関係書類の管理及び執務環境の整備
- オ．相談業務の運営に付帯する業務(相談者の案内、委託者との業務上必要な打合せ等)

○相談実施日に関する留意事項

- ・月曜日(「国民の祝日・休日」が月曜日に当たるとき、その日の後の最も近い平日)、国民の祝日・休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は相談業務を行わない。また、各種相談の実施場所が、都合により当該日時に利用できない場合は、その実施場所における相談業務は原則として実施しないものとする。  
ただし、実施回数が定められている相談種別は、代替の実施日時を確保すること。
- ・面接相談及びカウンセリングの実施日は、1ヶ月の中で分散するように設定する。
- ・カウンセリング実施日は、特定の曜日に集中しないように各相談場所で曜日を分ける。

## ○その他留意事項

- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づく通告等については、別途示す手順書等によること。

### ( 2 ) 相談員の資質向上を図るための研修参加(年6回以上または6人以上)

受託事業者は、相談事業を円滑に実施するため、相談員の資質向上に努め、千葉県健康福祉部児童家庭課の主催する研修事業(令和8年度：全15回予定)やその他行政機関、又は独立行政法人等が主催する研修事業等に参加する。相談員の参加確認後、受託事業者は、速やかに男女共同参画センター所長あて報告書を提出すること。

なお、千葉県健康福祉部児童家庭課の主催する研修事業については、2回以上参加すること。

### ( 3 ) その他の業務

#### 相談件数の集計及び報告（毎月）

毎月、相談実施日ごとの相談件数を「全体件数」、「DV件数（内数）」、「相談内容」別に集計し、遅滞なく県センターに報告する。

#### 打ち合わせ等への出席（不定期：年3回程度）

相談業務を円滑に実施するため、県センター職員との打合せ等に出席する。

## 5 業務実施体制

### ( 1 ) 業務責任者及び連絡担当者の選定

受託事業者は、業務実施に当たり、相談従事者を指揮監督する業務責任者と県センター担当者との連絡調整にあたる連絡担当者を定め、県センターに報告する。

なお、業務責任者が連絡担当者を兼務しても差し支えないものとする。

### ( 2 ) 相談員・カウンセラーの配置

相談員及びカウンセラーの配置にあたっては、相談に関する技術のほかに、男女共同参画に関する視点を持ち、バランス感覚のある者を配置すること。

なお、県センターは必要に応じて受託事業者立ち合いのもと、相談員及びカウンセラーと面接を行うことができる。

### ( 3 ) 業務計画書及び相談員配置計画書の提出

受託事業者は、契約締結後直ちに、県センターと協議のうえ、業務計画書及び相談員配置計画書を提出する。なお、県センター又は受託事業者のやむを得ない事情により、業務計画書又は相談員配置計画書の内容を変更する必要がある時は、両者協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

### ( 4 ) 勤務割表の作成

受託事業者は、勤務割表を作成し、前月末までに県センターに提出するものとする。受託事業者はこの勤務割表に従い、必要人数を従事させるものとする。

なお、勤務割に変更が生じた場合は、業務責任者が事前に書面により報告する。

( 5 ) 相談員の資質向上、相談業務に必要な情報の収集

受託事業者は、相談事業を円滑に実施するため、相談員の資質向上に努めるほか、隨時、相談業務に必要な情報を収集するものとする。

( 6 ) 業務の引継ぎ

受託事業者は、前受託事業者からの業務の引継ぎを受け、委託業務の遂行に支障を来すことのないようにしなければならない。

また、受託事業者は次年度に事業が継続する場合において、委託期間が終了するまでに後任の受託事業者が契約始期から円滑に業務を遂行できるよう必要書類等を整備し、引継ぎを行うこと。

## 6 留意事項

( 1 ) 本件委託業務の全部又は一部について、県センターの承諾なしに第三者に再委託してはならない。

( 2 ) 本仕様書に記載されていない事項については、県センターの指示に従うこと。  
また、仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県センターと協議すること。

( 3 ) やむを得ない事情により、受託事業者が仕様の変更を必要とする場合は、あらかじめ県センターと協議の上、承認を得ること。

( 4 ) 受託事業者及び相談従事者は、本業務で知り得た個人情報や、県センターの事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本業務が終了した後も同様とする。

( 5 ) 受託事業者は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律等関係法令を遵守すること。また、相談従事者の職務について、労働関係法令を遵守し、勤務時間や健康等に十分留意しなければならない。

( 6 ) 本件契約は、令和 8 年度歳入歳出予算が令和 8 年 3 月 31 日までに千葉県議会で可決された場合において、令和 8 年 4 月 1 日に確定させる。

## 女性のための総合相談 実施フロー図

«別紙1»

### ) 網掛け部分が委託業務の範囲

